

枚方市立市民体育館施設の利用料金一覧

(平成31年4月1日から適用)

1 専用利用料金

| 区分 | | | 金額 (円) | | | | |
|---------------|---------------|---------|------------|------------|--------------|--------------|--------|
| | | | 午前 | 午後A | 午後B | 夜間 | |
| | | | 午前9時から正午まで | 正午から午後3時まで | 午後3時から午後6時まで | 午後6時から午後9時まで | |
| 市内 使用 者 | ドームアリーナ | 全面 | 6,200 | 6,200 | 6,200 | 8,400 | |
| | | 1/2面 | 3,100 | 3,100 | 3,100 | 4,200 | |
| | フィットネスルーム | 全面 | 3,200 | 3,200 | 3,200 | 4,400 | |
| | | 1/2面 | 1,600 | 1,600 | 1,600 | 2,200 | |
| | スカイアリーナ | 弓道等 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 3,400 | |
| | | その他 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,300 | |
| | 会議室 | 全室 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 3,200 | |
| | | 1/2室 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,600 | |
| | 市外 使用 者 | ドームアリーナ | 全面 | 12,400 | 12,400 | 12,400 | 16,800 |
| | | | 1/2面 | 6,200 | 6,200 | 6,200 | 8,400 |
| フィットネスルーム | | 全面 | 6,400 | 6,400 | 6,400 | 8,800 | |
| | | 1/2面 | 3,200 | 3,200 | 3,200 | 4,400 | |
| スカイアリーナ | | 弓道等 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 6,800 | |
| | | その他 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,600 | |
| 会議室 | | 全室 | 4,800 | 4,800 | 4,800 | 6,400 | |
| | | 1/2室 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 3,200 | |

備考

- この表において、「市内使用者」とは市内に在住し、在職し、若しくは在学する者又は主としてそれらの者で構成する団体をいい、「市外使用者」とは市内使用者以外のものをいう。
- この表において、「弓道等」とは、弓道及びアーチェリーをいう。
- 使用者が入場料その他これに類するものを徴収して使用する場合におけるこの表の適用については、同表に掲げる金額(以下この表において「基本額」という。)に2を乗じるものとする。
- 次に掲げる者(以下「中学生等」という。)の団体が使用する場合におけるこの表の適用については、基本額又は備考3の規定による金額に0.5を乗じるものとする。

(1) 中学生以下の者

- (2) 60歳以上の者
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (5) 大阪府療育手帳に関する規則(平成12年大阪府規則第42号)第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けた者
- (6) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定に基づく知的障害者更生相談所、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく児童相談所又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく精神保健指定医により知的障害があると判定された者
- 5 冷房施設又は暖房施設を使用する場合におけるこの表の適用については、基本額又は備考3若しくは備考4の規定による金額に、使用者が市内使用者であると仮定した基本額に0.2を乗じて得た額を加算するものとする。

2 個人共用利用料金

| 区分 | | 利用単位 | 金額(円) |
|-------|-----------|-------|-------|
| 市内使用者 | ドームアリーナ | 1回2時間 | 200 |
| | アスレチックルーム | | |
| | フィットネスルーム | | |
| | スカイアリーナ | | |
| | 回数券(12回分) | | 2000 |
| 市外使用者 | ドームアリーナ | 1回2時間 | 400 |
| | アスレチックルーム | | |
| | フィットネスルーム | | |
| | スカイアリーナ | | |
| | 回数券(12回分) | | 4000 |

備考

- この表において、「市内使用者」とは市内に在住し、在職し、又は在学する者をいい、「市外使用者」とは市内使用者以外の者をいう。
- 使用単位は、使用開始時から起算して2時間を1回とする。ただし、ドームアリーナ及びフィットネスルームに係る使用単位は、午前9時から起算して2時間ごとを1回とすることがある。
- 中学生等が使用する場合におけるこの表の適用については、同表に掲げる金額に0.5を乗じるものとする。

3 附属設備利用料金

| 区分 | 単位 | 金額 (円) |
|--------------------|-----|--------|
| トランポリン | 1 台 | 500 |
| マット | 1 枚 | 500 |
| セーフティマット | 1 枚 | 500 |
| 平均台 | 1 台 | 500 |
| 跳び箱(大) | 1 台 | 500 |
| 跳び箱(中) | 1 台 | 500 |
| 跳び箱(幼児用) | 1 台 | 200 |
| 踏切板 | 1 台 | 100 |
| 綱引き用ロープ | 1 本 | 1,000 |
| コーナーポスト | 1 個 | 50 |
| ボール | 1 個 | 50 |
| ホワイトボード | 1 台 | 100 |
| 体力測定用具一式 | 1 式 | 1,000 |
| マイクロホン | 1 本 | 500 |
| ワイヤレスマイクロホン | 1 本 | 500 |
| 携帯用拡声器 | 1 台 | 500 |
| 放送設備(マイクロホン1本を含む。) | 1 式 | 2,000 |
| ビデオ再生設備 | 1 式 | 1,000 |
| レクチャー台 | 1 台 | 1,000 |
| バスケット用オフィシャル用具一式 | 1 式 | 500 |
| ストップウォッチ | 1 個 | 100 |
| ゲーム用ベスト | 1 枚 | 50 |
| 机 | 1 脚 | 50 |
| いす | 1 脚 | 50 |
| ポートボール台 | 1 台 | 50 |
| カラーリング | 1 本 | 50 |
| 延長コード | 1 巻 | 100 |
| プレイバルーン | 1 枚 | 500 |
| レーザーディスク再生設備 | 1 式 | 1,000 |
| デジタルタイマー | 1 台 | 500 |
| コインロッカー | 1 回 | 100 |

備考

- 1 この表に掲げる金額(コインロッカーに係るものを除く。)は、条例別表1の表に定める午前、午後A、午後B又は夜間の各時間当たり及び条例同表2の表に定める1回当たりの利用料金とする。
- 2 中学生以下の者、60歳以上の者又は心身障害者(児)(条例別表1の表備考4第3号から第6号までに規定する者をいう。)の団体が使用する場合の利用料金(コインロッカーに係るものを除く。)は、この表に掲げる金額に0.5を乗じて得た額とする。

4 駐車場利用料金

| 区分 | | 単位 | 金額 |
|---------|-----|----|--|
| 施設使用者 | 駐車場 | 1台 | 使用開始から60分までは無料 8時～22時まで 30分100円 最大料金400円 |
| 施設使用者以外 | | | 8時～22時まで 30分100円 最大料金1500円 |

備考

下記(1)～(4)に掲げる者が運転し、又は同乗する自動車を駐車する場合は、全額免除とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (3) 大阪府療育手帳に関する規則(平成12年大阪府規則第42号)第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けた者
- (4) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定に基づく知的障害者更生相談所、児童福祉法(昭和22年法律164号)の規定に基づく児童相談所又は精神保健及び精神障害に関する法律の規定に基づく精神保健指定医により知的障害があると判定された者

上記の利用料金は平成31年4月1日から適用となります。